

## 令和5年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

1 日時 令和5年7月18日（火） 午後2時00分から

2 場所 千葉市役所新庁舎3階 L会議室303

### 3 出席者

(1) 福祉有償運送運営協議会委員

加藤委員（欠席）、山崎委員、松浦委員、佐川委員、田口委員、渡邊委員、  
白井委員（会長）

(2) 事務局

高齢福祉課：清田課長、田中主査、早崎主任主事

### 4 議題

(1) 複数乗車のための変更申請について（1件）

(2) 更新登録申請について（6件）

### 5 議事の概要

(1) 複数乗車のための変更申請について

ア 資料1-2に基づき変更申請者が説明後、質疑を行った。

イ 変更登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。

(2) 更新登録申請について

ア 資料1-2に基づき更新登録申請事業者が説明後、質疑を行った。

イ 更新登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。

### 6 議事内容

（事務局）

委員の皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の高齢福祉課 早崎と申します。よろしくお願いいたします。

本日は千葉構内タクシー株式会社代表取締役社長 加藤 雄三委員より所用にて欠席とのご連絡をいただいております。

そのため、ご出席の委員数は、総数7人のうち「6」人となりますが、本協議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議題は「複数乗車のため変更申請」1法人、「更新登録申請」6法人の合計7法人を予定しております。なお、「申請事業者の協議」については率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、千葉市情報公開条例施行規則第12条により非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承いただきたいと存じます。

また、その際、申請事業者は退室していただきますので、よろしくお願いいたします。  
それでは始めに、高齢福祉課長の清田よりご挨拶を申し上げます。

（清田課長）

皆さんこんにちは。高齢福祉課の清田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は非常に暑い中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。

福祉有償運送の協議会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

高齢者の方や障害の方に対する、移動支援というのは非常に重要なテーマになっております。移動支援は生活を支えるということだけでなく、生きがいなど、その方の一定の生活全般に影響することですので、この辺の支援に力を入れなければいけないと認識してるところでございます。

福祉有償運送はその中にありまして、心身の機能障害で公共交通機関を使えない方などに必要な事業でございます。この点につきましては、千葉市の都市交通部門で決めました、公共交通推進計画の中でも位置づけられている事業でございます。交通政策と福祉政策が連携しながら、誰もが利用しやすい、移動しやすい社会づくりということを目指して、まだまだ道半ばでございますが、取り組んでいるところでございます。

福祉有償運送の事業者につきましては、コロナで一部停滞しているといいますが、新規の申請がないという状況が続いておりますが、コロナがひと段落しつつあるということで、新たな事業者の参入など新たな取り組みを続けて参りたいと思っております。

本日はございますが、新規の申請はなく、既存の事業所の変更申請と登録の更新申請合わせて7件でございます。件数が多いございますが、皆さんの忌憚ないご意見をいただければという風に考えております。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

続きまして、委員の交代が1名ございますのでご紹介いたします。令和5年4月1日付で関東運局千葉運輸支局運輸企画専門官 川野 将充委員に変わしまして、佐川 大輝委員が委嘱されました。一言ご挨拶をお願いします。

(佐川委員)

先ほどご紹介にあずかりました、千葉運輸支局の佐川と申します。

皆様方におかれましては、福祉有償運送を始め、国土交通行政の各般にわたりまして、ご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは白井会長に議事進行をお願いしたいと思います。白井会長よろしく願いいたします。

(白井会長)

改めまして、皆さんこんにちは。千葉市高齢障害部長の白井でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って協議会を進めたいと思いますが、本日の議題は複数乗車のための変更申請および更新登録申請についてでございます。

課長の挨拶にもありまして、いつもより件数が多いですけれども、円滑な会議運営に進行にご協力を賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。それでは事務局より、事業者へのヒアリング及び協議の流れについて説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の高齢福祉課、田中と申します。よろしく願いいたします。委員の皆様には、事前に資料1-2「事業者申請概要」を郵送させていただき、事業者及び申請内容等についてご覧頂いておりますが、これから事業者に申請内容等について説明をして頂いた後、質疑応答を行います。

事業者へのヒアリング終了後、協議及び承認の可否を諮りたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

なお、前回の協議会で更新登録の協議が調った事業者のうち「特定非営利活動法人 ひだまり」

さんですが、協議会の中で複数乗車を行っていることに議論がありました。複数乗車について、協議を行った経緯が明確に確認出来ない状況にあったことから、協議会の後に「特定非営利活動法人 ひだまり」さん及び事務局で過去の議事録等の確認を行いました。しかし、明確に複数乗車について協議した記録が確認出来なかったことから、「特定非営利活動法人 ひだまり」と協議し、複数乗車の部分のみ今回改めて協議させていただくということになりましたのでよろしくお願いいたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。以上になります。

(白井会長)

それでは議題の1、複数乗車のための変更申請についてのヒアリングを実施いたします。今回議題に上がった経緯は、今事務局から説明があった通りでございますのでご承知おきください。それではどうぞお座りください。

それでは、申請事業者「特定非営利活動法人ひだまり」さんからご説明を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(特定非営利活動法人 ひだまり)

特定非営利活動法人のひだまりの高柳と申します。よろしくお願いいたします。

前回更新を行った際に複数乗車について、福祉有償運送は個別輸送を原則としているため、例外的なものとして協議会で必要と認められた時にできるということでしたので、今回は複数乗車を実施する協議を調べていただきたく参りました。そのまま必要性等についてご説明してよろしいでしょうか？

(白井会長)

はい、いたします。

(特定非営利活動法人 ひだまり)

当法人は前回の更新にもお伝えしましたが、重度の知的障害を有する方、特に行動障害のある方に関して特化した福祉サービスを提供しています。現在も福祉有償運送の利用会員は種々の行動障害があり、公共交通機関での移動が難しい方に限らせていただいております。

今回複数乗車を行うこととなった経緯ですが、コロナ禍において入所施設での家族の面会や帰宅が原則禁止となった影響で、これまで月1回、もしくは週1回程度帰宅をしていたが定期的な帰宅をできず、本人特性から大きなストレスを抱え、施設内でパニックや自傷が見られる方がいらっしゃいました。本人の環境整理、施設の安全確保等の関係から一時帰宅を許可したいのですが、公共交通機関で帰っていただくことはコロナの感染の危険性、また施設内でのクラスター発生等への危機感からできないということで、まず介護タクシー等に依頼をしていただきました。しかし、特に強い自傷等の危険性がある3名については、介助員が介護タクシーに乗るわけではないので難しいとお断りをされてしまい、保護者様と施設の両方から複数乗車できないかのご依頼があったということになります。

なぜ個別輸送でなく複数乗車なのかという話になるんですけども、特性上、慣れた人が乗車している方が車内で落ち着いて過ごせるため、例えば知らないスタッフが乗車することになっても、同じ施設の方も一緒に乗っている方がまだ落ち着けるということで、それならばなんとか対応できるんじゃないかなということで始めさせていただきました。

コロナが5類に分類されているのはこちらも承知しているんですけども、障害者の施設というのは高齢者等施設や病院と同じように引き続き従前の感染症予防策が求められておりまして、なかなか公共交通機関で自由に行き来していいよと言っただけのような状態にはなく、3人とも複数乗車にて対応したいと考えています。

そして、料金に対する説明なんですけれども、事情があつてお帰りにならない時とか、他の形でお帰りになって利用されないケースもありますので、複数乗車は全員で3名様ご利用になっているんですが、3名様全員が乗った時と2名様ずつご利用になった時のケースがあるということで、それぞれ距離数をあらかじめ設定しております。以上となります。

(白井会長)

はい、ありがとうございます。ひだまりさんにおかれましては、前回に引き続きご足労を賜りまして誠にありがとうございます。只今複数乗車の必要性ならびに料金設定に関しましてご説明を賜ったところでございますけれども、その内容につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか？

(田口委員)

料金の話ではないのですが、複数乗車で3名が一緒に乗るということで、その入所者同士が同じ車に乗るといふのは大丈夫なんですか？

(特定非営利活動法人 ひだまり)

この3名については幸いそれほど相性が悪くないということで、特に一緒に乗っていただいて、今まで自傷が起きてしまったことがあるんですが、乗車中に他害といったようなことは起きていません。

(田口委員)

その辺は安全ということですか。

(特定非営利活動法人 ひだまり)

そうですね。運転手だけではなく、介助者も乗っていますので。また3名乗っていますが、ワゴン車を利用してございまして、距離を置いて座っていられるので、そういった意味でもストレスなく乗っていられるようにしています。

(田口委員)

分かりました。

(白井会長)

他に何かありますか。

(渡邊委員)

距離数なんですけど、3名が乗って行って、それぞれ違うところに行くということはないんですか？同じところから同じところへ行くんでしょうか。例えば料金は66km分だけど、人によっては40kmで降りるということはないんですか？

(特定非営利活動法人 ひだまり)

すべてのルートを一筆書きにさせていただいておりますので、利用者さんのドアツードアを原則とされていますので、施設の入り口から各利用者さんのお宅の前までお送りしています。そのため、ルートについては正直な話、行き方を逆側にしてしまえば安くしたりもできてしまい誰が安い、誰が高いとなってしまうこともあるので、申し訳ないんですけども、事業所としてはこのルートでしか対応ができないので、3名様で3等分、2人の場合は2等分とさせていただきますとご説明させていただいております。ですので途中で降りられる方がいらっしゃるのも確かなんですけれども、全員同じ金額で対応させていただきますということでご理解いただいております。

(渡邊委員)  
わかりました。

(白井会長)  
はい、ありがとうございます。他にいらっしゃいますか？

(佐川委員)  
今現状はお三方が固定ということなのでしょうけれども、今後例えば増えていく可能性ですとか、そういったところはいかがなんでしょうか。

(特定非営利活動法人 ひだまり)  
基本的には増やすことは想定していません。もちろんこの事業所に新しい利用者さんが入ってその方でどうしてもという場合はまた別の話になりますが、その場合はそれだけ大変な人だということだと思いますので、基本的には個別の対応になるかと思います。また、このお三方は同じ入所施設にもう20年ぐらい入られてて、それぞれ顔見知りで長くやっていて、その中でも相性がいいままでこれている方たちなので施設としてもこの3名なら一緒に乗っても喧嘩が少ないということで受けさせていただいておりますので、料金等も固定で書かしていただいているので、増やす対応は今のところ全く考えておりません。

(佐川委員)  
それぞれがお1人で乗られると、自傷行為とか起きてしまう危険性も3人が複数で乗ればそういったリスクが軽減するということですね。わかりました。ありがとうございます。

(白井会長)  
他にご質問等ございますか？  
それではご質問等ないようですので、以上でヒアリングの方を終了したいと思います。  
特定非営利活動法人 ひだまりさん、本日は誠にありがとうございました。

(白井会長)  
それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移ります。

#### ※申請事業者についての協議内容は非公開

(白井会長)  
ご異議無いとのことですので、「特定非営利活動法人 ひだまり」については協議が調ったことといたします。

(白井会長)  
続いて「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。  
申請事業者「特定非営利活動法人 風」さん、お願いします。

(特定非営利活動法人 風)  
資料1-2に沿って説明

(白井会長)  
それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(佐川委員)

2点ほどお願いいたします。95ページを見ていただくと、旅客の名簿ということで、「イ」から「ト」がある中で「イ」と「ハ」に丸がございませぬ。

一方でこの申請書の4ページでは「イ」と「ト」だけが丸なのですが、「ハ」も含めて今回は協議するという理解でよろしいのでしょうか？

(特定非営利活動法人 風)

申し訳ありません。申請書の4ページの「イ」と「ハ」が正しいです。

(佐川委員)

わかりました。この後の協議させていただくんですけれども、申請の際はご留意いただければと思います。

2点目は、こちら車両数が9台あるので、5両以上で特定事務所になっております。今回基礎講習の受講終了証を付けていただいていると思うんですけれども、今後も2年おきに受けていただく必要がございますので、何卒お願いします。以上でございます。

(白井会長)

はい、他によろしいですか。

それではご質問等がないようですので、以上でヒアリングの方は終了したいと思います。

特定非営利活動法人 風さん、本日はご足労賜りまして誠にありがとうございました。

(白井会長)

それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移ります。

#### ※申請事業者についての協議内容は非公開

(白井会長)

ご異議無いとのことですので、「特定非営利活動法人 風」については協議が調ったことといたします。

(白井会長)

続いて「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。

申請事業者「特定非営利活動法人 ロンの家福祉会」さん、お願いします。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

資料1-2に沿って説明

(白井会長)

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(山崎委員)

過去の資料を参考に平成26年頃から見ていると、運送対象者が9人くらいから6人に減っておりますが、ニーズとしてはもう少し増やすということは考えていないんですか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

千葉市の方は学校の関係で送迎をされていてそのまま小さい時から利用しているという方が多いの

ですが、当会では船橋市に拠点を置いているので、千葉市まではちょっと距離がありますので、今は小さい時から慣れている職員や環境で利用したいので、まだまだ当会で利用したいとおっしゃっている方がいらっしゃる限り、千葉市の方でも運送事業をさせていただければなと思っております。

(山崎委員)

では今後も6人から5人、4人と減っていく可能性があるということですか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福社会)

本来今は地域の中でお過ごしになるという風に決めていますけれども、実際には障害の度合いによっては入所施設に入られる方など、進路が変わってご利用さんが減ってきているという形になっています。決して受け入れないというわけではなく、いつでも窓口は開けているんですけども、皆さんコロナが流行してからやはり外に出るのをすごく怖がるようになってきているということもあるので今は慣れているご利用さんばかりですが、またご相談があればお受けするという形になると思います。

(白井会長)

他にご意見ある方はいらっしゃいますか。

(渡邊委員)

質問が2つあるんですけども、これを利用するためには、定款の中に会費と入会費がありますが、これをお支払いして利用を開始するというのですか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福社会)

はい、その形で最初からさせていただいております。

(渡邊委員)

そうすると入会金が1000円と、会費が1万5000円ですが、これは月々ですか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福社会)

月々ではなくて、年間です。最初の段階で入会金は1回いただいて、1度入会された方から入会金を再度いただくということはないです。

(渡邊委員)

入会金が1000円で年会費が1万5000円ということですね。

(特定非営利活動法人 ロンの家福社会)

はい。年間費というのは事務手数料というか、色々な項目を含めて頂戴しております。これは、車の維持からいろんなものに充てさせていただきながら使っております。

(渡邊委員)

あと料金表では距離数が16kmまでっていう表になっていますが、何キロまででも受けてくださるんですか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福社会)

今のところ距離でお断りしたことはないです。

(渡邊委員)

かなり距離いくと時間かかりますよね。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

はい。人がいない時はもちろんお受けできませんが、それでも親子さん等から依頼がありました時にうちの方で余裕があれば、お手伝いさせていただいています。

(白井会長)

はい、他にご意見等ございますか。

(佐川委員)

3点ほどお願いします。まず95ページですが旅客の名簿の中で「ハ」に丸があり、一方で次のページで身体手帳の一級の方がいらっしゃると思うんですけど、「イ」と「ハ」に丸がつく方は4番の方でよろしいですか？

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

はい、そうです。

(佐川委員)

2点目は107ページの保険証券で、保険期間が令和5年7月7日までとなっておりますが更新はされていますか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

更新しており、新しいのもお送りしております。

(佐川委員)

ありがとうございます。あと最後、複数乗車のお話ですが、現状この91ページの文章を拝見する限りは、千葉市においては少なくとも今のところは複数乗車を行う予定はないけれども、今後あり得るからこの場において協議を図っているという理解でよろしいですか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

はい、コロナ禍で実際に今後職員や家族がコロナになった時に、急に運転手ができなくなったりとか車が足りなくなってしまうとか、その車に感染者が乗っていたらその車は消毒するまでは使用を避けておかなければいけないので、その際には複数乗車が起り得るということで書かせていただきました。今はほとんどないですが、100%ないかと言われるとそうは言い切れないと思うので、こちらの方を書かせていただきました。

(佐川委員)

わかりました。ちなみに距離数のカウントはの場合どのようになさるんですか？

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

うちは最短の距離で測っています。走る距離を何通りかで測っていますが、親御さんに示している距離は実際に走る距離ではなく最短の距離になります。

(佐川委員)

この会員の方々というのは先ほどお話の中で通われている施設がバラバラとおっしゃっていたので、多分そちらの事業所から出発して、お迎えに行く際にA地点、B地点と分かれるかと思いま

す。そこから拾って各お家まで送迎されて、また戻ってくるってなると距離数の最短っていうのは全部一筆での距離になりますか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

違います。それは迎えに行く場所からですから、例えば施設でしたら施設からの距離数ですし、あのご利用者さんが乗ってないところはもちろんいただけないので、乗っているところで、きちんといただいています。例えば迎えに行く場所が何か所かあったら、全ての距離を測ってます。

(渡邊委員)

ちょっと確認なんですけれどもよろしいですか。お二人が乗っていく場合、一番短い距離に算出するとおっしゃっていましたが、この93ページの表でいくと、極端な話ですけども、10 kmの方と20 kmの方と一緒に乗せていったとしても、10 kmの料金750円を2で割る数字を請求するっていうことですか？

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

今までやったことがないので計算したことがないのですが、あるとしたら最初から最後まで20 kmを半分で割って請求するものなのか、10 kmまで半分で割って請求し、途中の10 kmから1人になったら、その10 kmの間は正規の料金を取るのか、少し勉強不足でまだ1回もやったことがないので分からないです。

(佐川委員)

確認ですが、令和2年の更新の際からもうこの複数乗車の話はずっと出ていましたか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

いえ、今回初めてです。今まで複数乗車になったことがなく、船橋でもないので、最初は考えてはいませんでした。ただ実際コロナがあり、いろいろなことを想定した中で複数乗車もあり得るということになりこの表を作成しましたが、まだやったことがないので、他の事業者さんはどうされているのか、逆に教えていただいて、その方法を取り入れるしかないのではないかというような把握をしています。

(佐川委員)

ちょっと厳しい言い方になってしまうかもしれないですけども、収受する対価の方法というのはあらかじめこの会議の場において明確にさせていただいて、その上で各委員の方にこの必要性とかを判断させていただける次第でございますので、これから考えてきますというのはこの場での判断が難しい気がします。まず必要があるのかというところからのお話にもなるかと思いますが。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

今のところ必要はないですが、先ほどもお話したように100%ないかと言うと、実際にはまだないのでなんとも言えませんが、可能性はある場合は出してくださいというお話でしたので、今回出させていただきました。色々な文を見させていただいたんですけど、どこにも2人乗せた時の距離の測り方等そういう記載がどこに見当たらなかったもので、実際やっている事業所さんはどうしてるのか教えていただき、今後もし必要であればどうしたらいいか決めていくしかないと認識しております。

(渡邊委員)

でも実際明日あるかもしれないので、料金の算出方法がきちんとしてないとダメですよ。

(白井会長)

すみません、よろしいでしょうか。93 ページでその料金表を示していただいているので、3 番で 1 名から 3 名乗車時の料金表という風に示していただいているので、これが「正」ということですよ  
ね。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

そうですね、やるとしたらその料金表でやるということです。

(白井会長)

そうすると先ほどの渡辺委員の質問ですが、例えば 2 人乗せて 20 km だったとした場合、この表にあてはめると 20 km と 2 人乗車料金のぶつかるころの 650 円という額が A さん B さん双方からいただく額という表だと私は理解するんですけどもいかがでしょうか？そして 20km で 3 人だったら 20 km と 3 人乗車料金のぶつかるころの 430 円を A さん、B さん、C さんそれぞれからいただくという風に読み取れる表ではないでしょうか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

勉強不足ですみません。そうですね、、、。

(渡辺委員)

本当は 1 人 1 人でお乗せしたいけど、なんらかのやむを得ない事情により 3 人複数乗車でないと対応できなくなってしまった。この時、距離については例えば 1 人の方は 20km、もう 1 人の方が 10 km、もう 1 人が 5 km 乗車したいとなった場合、3 人複数乗車だと 20 km の料金を 3 人で割った分を請求ということになると思いますが、この料金については 1 人で乗車した時よりも全員安くなりますという説明でご理解いただくということでよろしいでしょうか。要するに 5km 乗車するとなった時、1 人で乗車した場合は通常 500 円かかりますが、3 人で複数乗車の場合は合計 20 km 乗車しても 1 人あたりの請求額は 430 円となるので、この場合は一番長く乗っていく距離の 1/3 はいただきますが 5 km のみ乗車した人でも料金は 1 人で乗るときよりは安くなるとの説明でご理解いただくということでしょうか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

はい、そういう形でこの表の通りにやっていきたいと思います。

(白井会長)

恐らくトラブルのもとになってしまうかと思いますが、利用者の方にもその辺りはきちんとご説明をするということで、今ここで決めておいたほうがよろしいかと思いますが。渡辺委員がおっしゃる通り、明日起こるかもしれないですし、その想定をしての料金設定だと思いますので。我々はそういう理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

(特定非営利活動法人 ロンの家福祉会)

はい。

(白井会長)

そうしましたら委員の皆さまには 93 ページの料金表の通りとそういう理解でご判断いただければと思います。

(白井会長)

他にご質問やご意見等ございますか？

それではご質問等がないようですので、以上でヒアリングの方は終了したいと思います。  
特定非営利活動法人 ロンの家福祉会さん、本日はご足労賜りまして誠にありがとうございました。

(白井会長)

それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移ります。

#### ※申請事業者についての協議内容は非公開

(白井会長)

ご異議無いとのことですので、「特定非営利活動法人 ロンの家福祉会」については協議が調ったことといたします。

(白井会長)

続いて「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。  
申請事業者「社会福祉法人 九曜会」さん、お願いします。こちらは「たかね園」と「こころふる浜野」で同一法人ということですので続けて審議をさせていただきたいと思いますのでその点ご了承ください。

(社会福祉法人 九曜会)

資料1-2に沿って説明

(白井会長)

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。2事業者ありますので、共通のものであればいいんですけども、もしどちらかの事業者ということであれば、それを明確にしたうえでお願いいたします。

(渡邊委員)

旅客名簿「ハ」と「ニ」の違いが両方ともごちゃごちゃになっているように思いまして、知的障害の方であれば全部「ハ」に丸でいいのかなと思うんですけど、例えばたかね園さんの97ページは「ニ」に丸がついていて、99ページも「ニ」に丸がついているんですけど、こころふる浜野さんは75ページが「ハ」に丸がついていて、79ページも「ハ」に丸がついていて、これは旅客の対象は事業所で違うのでしょうか。

(社会福祉法人 九曜会)

たかね園の方が記載が間違っておりまして、全部「ハ」に丸になります。申し訳ございません。

(白井会長)

たかね園の方は一行ずれてるというところで、委員の皆さんすみませんがご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

(白井会長)

すみません、私からなんですが、昨年度の令和4年度実績がどちらも0っていうのはどういった理由なんでしょうか。

(社会福祉法人 九曜会)

障害福祉サービスの方で送迎加算というものがあるんですが、そちらで代替するほうが費用が抑

えられるというところと、実費の負担もないというところで、基本的には障害福祉サービスの方で実施をさせていただいております。あとは福祉有償運送で利用する場合、緊急時の通院の対応になりますが、こちらに関しても昨年度については実績の方はありませんでしたので、実質0件ということになっております。

(白井会長)

じゃあ実績がなかったのは昨年度だけということですかね。

(社会福祉法人 九曜会)

そうですかね、はい。

(山崎委員)

いいえ、そんなことはないと思います。たかね園さんは昔、令和元年度の会員数は83人で今は65人になっていますし、令和元年度の時の総合距離は1763kmです。ところが申し訳ないですが、こころふる浜野さんの方は平成30年、令和元年、2、3、4と5年連続実績が0になっていますよね？これはもちろん、福祉有償運送の代替があるようですが、実績にならないというのが寂しいですね。

(社会福祉法人 九曜会)

そうですね。

(山崎委員)

また、前回の令和2年の福祉有償の会議においては複数乗車の必要性においてということで申請がでていて複数乗車料金表があり、前回の協議会で認めているんですが複数乗車はもうやっていないのということでしょうか？たしかに昨年度は実績0なのでやっていないと思いますが。

(社会福祉法人 九曜会)

そうですね。以前は通所施設の送迎は移動車が決められたバス停でピンポイント送迎になってたんですけども、最近のご自宅に直接送ってきて欲しいというニーズが多く、そういった関係が結構あるため複数乗車は行ってないです。基本的には福祉有償運送は緊急時の通院対応で利用させていただいているような感じが主になります。

(白井会長)

複数乗車については前回の更新時のことですか？今回の更新に当たっては、利用料金表を見ても複数乗車にかかる料金表がないということは、今回のこの更新にあたっては複数乗車は行わない、という整理をせざるを得ないということになりますでしょうか。

(社会福祉法人 九曜会)

はい。

(白井会長)

運送料金表は5kmまでの料金表の設定になってますが5km以降についてはどのようにしているのでしょうか。

(社会福祉法人 九曜会)

1km60円で基本的に設定させていただいているので、1km増えるごとに60円ずつ加算をしていくという形の計算になります。

(白井会長)

できれば利用料金表にその旨の表記もあった方が間違いはないかと思いますので、記載をよろしくお願いいたします。

(社会福祉法人 九曜会)

はい。修正いたします。

(白井会長)

他にご意見ありますか。

(佐川委員)

1点だけお伺いさせてください。緊急の送迎があった場合、福祉有償運送を使われるっていう話だったんですけども、その緊急とはどこまでを緊急と捉えているのでしょうか？

(社会福祉法人 九曜会)

施設を利用されている時間で、他の方とトラブル等で怪我をしまい、裂傷して血が止まらないとか、てんかん発作を起こす方もいらっしゃいますので、その時の緊急の通院ということで使わせていただきます。

(山崎委員)

その場合は救急車を呼んだほうがいいんじゃないですか。

(社会福祉法人 九曜会)

人によってはもちろん救急車を呼ぶパターンもありますが、裂傷とかに関しては、こちらの方の責任というところで通院をしています。もちろん保護者の方にはご連絡した上での通院ですが。

(佐川委員)

救急車を要請するまでではない方ということですかね。

(社会福祉法人 九曜会)

はい、そうですね。一応保護者の方にご連絡をさせていただいて、保護者の方は働いてる方もいらっしゃいますので、難しい場合に関しては施設の方で対応させていただいております。

(白井会長)

他にはよろしいですか？

それではご質問等がないようですので、以上でヒアリングの方は終了したいと思います。  
社会福祉法人 九曜会さん、本日はご足労賜りまして誠にありがとうございました。

(白井会長)

それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移ります。

#### ※申請事業者についての協議内容は非公開

(白井会長)

ご異議無いとのことですので、「社会福祉法人 九曜会」については協議が調ったことといたします。

(白井会長)

続いて「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。  
申請事業者「社会福祉法人 晴山会」さん、お願いします。

(社会福祉法人 晴山会)

資料1-2に沿って説明

(白井会長)

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(山崎委員)

料金なんですけど、5km以上で迎車料金350円、5km以下の場合は料金は発生しないということですか。

(社会福祉法人 晴山会)

5km以下の場合ですと、運賃が1kmで130円発生しています。ただ、迎車料金は5km以下なので、350円はプラスではいただいてないということです。

(白井会長)

他にご質問等あるかたいらっしゃいますか。

(渡邊委員)

現在の利用人数が124人という風に書いてあるんですけども、この報告書でいくと令和4年は運送回数が47回しか出動していないとなると送迎を使う方というのは全然少ないのでしょうか？

(社会福祉法人 晴山会)

外出支援とか通院という形でご利用になりますが、以前ですとショッピングモールや動物公園に行ったりと外出行事が何回かあったんですけども、令和4年度になるとコロナが施設でも流行してしまったこともあり外出行事が全然できなかったというのがあります。ただ通院で提携先の病院以外の病院に行きたいという方がいらっしゃったので、そういう方が昨年度は福祉有償運送をご利用になられたというのが主になります。駅前の病院に行きたいとか役所の方に用事があるので利用したいとか比較的近場での利用がほとんどです。

(山崎委員)

必要に応じて今後どんどん利用が増えていくという可能性はあるんですか。

(社会福祉法人 晴山会)

基本的には生活介護のデイサービスに送迎で車両を毎日使っているということもあります。その他にも利用者さんの例えば提携先の病院で美浜区の病院や花見川区の病院があったりするんですが、その病院の受診以外でドライバーさんと車が余っている状況であればお使いくださいという形でやりますので、その辺はご相談いただいて調整できればという形で利用するというでずっとさせていただいております。

(山崎委員)

利用したい方はたくさんいらっしゃるのではないかと思いますので、利用者をもっと増やすとかいうことは考えていないですか。

(社会福祉法人 晴山会)

基本的にはうちのサービスをご利用になっていらっしゃる方がご利用できるということでやっています。

(白井会長)

他にご意見等ありますか。

(佐川委員)

今後ご注意いただきたいという点で1点だけ申し上げます。晴山会さんは車両数6台あるということで、いわゆる5両以上の特定事務所になりますので、これまでは安全運転管理者講習を受けてくだされば結構だったんですけども、昨年4月に法改正ございまして、福祉有償運送の事業所自体がこの対象事業所から外れてしまったので、今後は例えば自動車事故対策機構というところがやってくるような一般講習を2年おきに受けていただく必要がございますので、ご留意いただければと思います。ちなみに安全運転管理者講習の方は4年度お受けになられていますか。

(社会福祉法人 晴山会)

はい、受けていたと思います。

(佐川委員)

それであれば今年度までは猶予期間ということになっているので、令和6年度からいわゆる一般講習の方に切り替えていただいて、以降は令和8年、令和10年という風に受けてくだされば結構でございますので、ご留意いただければと思います。

(白井会長)

他にご意見ありますか？

それではご質問等がないようですので、以上でヒアリングの方は終了したいと思います。  
社会福祉法人 晴山会さん、本日はご足労賜りまして誠にありがとうございました。

(白井会長)

それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移ります。

#### ※申請事業者についての協議内容は非公開

(白井会長)

ご異議無いとのことですので、「社会福祉法人 晴山会」については協議が調ったことといたします。

(白井会長)

続いて「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。  
申請事業者「社会福祉法人 宝寿会」さん、お願いします。

(社会福祉法人 宝寿会)

資料1-2に沿って説明

(白井会長)

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(佐川委員)

87 ページの態様ごとの会員数というところなんですが、合計 52 人に対して身体障害者 50 人で知的障害者が 3 人ということでどちらかお一方だけ重複して手帳をお持ちだということだと思いますので、旅客の範囲としては、最低限「イ」、「ハ」はないといけないのではないかという気がいたします。ですが、申請書を見ると「イ」と「ニ」の身体障害者方と要介護認定を受けておられる方のみですので、今回は知的障害者の方も入れた 3 つの旅客の範囲で更新をするという理解でよろしいですか？

(社会福祉法人 宝寿会)

はい、そうです。

(佐川委員)

それでは申請の際にこちらに丸をしていただければと思います。あともう 1 点ですが、車両の台数が 5 台ということで特定事務所になりますので、これまでは安全運転管理者講習というものをお受けいただいているかと思うんですけど、昨年から道路交通法の改正があって安全運転管理者の事業所からこの福祉有償の事業所が外れてしまったので、今後は自動車事故対策機構なんていう独立行政法人があるんですけども、そこの方でやっている運行管理に関する一般講習方を受けていただく必要がございますのでご注意ください。また、今後更新いただく際はその受講証が必要になりますのでよろしくお願いいたします。ちなみに令和 4 年度は運行管理責任者の方は運転管理者講習を受けられていますか？

(社会福祉法人 宝寿会)

はい、受講しています。

(佐川委員)

そうしましたら、今年度までは猶予期間がございますので令和 6 年度からこの一般講習をお受けいただいて以降は 2 年おきに、令和 6 年、8 年、10 年、12 年とお受け頂ければということをお願いいたします。

(社会福祉法人 宝寿会)

はい、わかりました。

(白井会長)

他にございますか。

(山崎委員)

コロナ禍で感染拡大防止のために通院を含め不要不急の外出は控えたということもあり、非常に苦勞されていたかと思うんですが、過去の実績をみると宝寿会さんが福祉有償運送を開始されてから利用回数が令和 4 年度はこれまでの過去最高の回数になっているんですが、何か回数が増えたのには理由があるんですか。

(社会福祉法人 宝寿会)

うちの法人の中で入所系の方は確かに外出を控えておりました。ただ法人内でホームヘルプの事業もありましてこちらに関しましてはどうしても一人暮らしの方が多いので、そちらで回数が伸びたのかと思います。

(山崎委員)

今後も回数が増えていくということはあるですか。

(社会福祉法人 宝寿会)

今のところは入所している家族の方がご高齢になってきているというところがありますので、帰宅支援というところで若干増えていく可能性はあると思います。

(白井会長)

他にはご意見ご質問ございますでしょうか。

(渡邊委員)

中身にあまり関係がないのですが、事業者申請概要のところでは運送を必要とする理由の中に「専門スタッフが専属運行することで、利用者の社会参加意欲も高まり、外出する機会も増えてきます。また、外出機会の増大から民間タクシーへの利用移行にもつながればと考えております。」とあるんですが、この文章だと非常に重度の障害を持つ人がいて、専門スタッフがつくことで安全性が保たれるっていう風にしてあると読めるんですけども、この民間タクシーの利用移行にも繋がればと考えています、という文言のところでの例えば民間タクシーの方との連携とか、何かやっておられて書かれているのでしょうか？

(社会福祉法人 宝寿園)

はい、民間タクシーにつきましては、介護タクシーの運転手に声をかけさせていただいたりだとか、運転手の方がヘルパー2級、いわゆる初任者研修の資格を持つ方も多いため、やむを得ずうちの職員の対応ができなかった場合には、対応を介護タクシーの方にお任せざるを得ないことになるのかなという風に思っております。どうしてもうちで資格を持つ職員が少ないのと、研修自体が今は近隣でなかなか受けられず、前に受けに行った職員が柏の方まで受けにいったこともあり、また最近は研修自体が少なくなってきていて、対応できる職員に限られる中で業務中に出るというのがなかなかできない時もあるので、その時には介護タクシーをお任せざるを得ないという状況もあるのかなという風に思っております。

(白井会長)

他によろしいでしょうか。

それではご質問等がないようですので、以上でヒアリングの方は終了したいと思います。  
社会福祉法人 宝寿会さん、本日はご足労賜りまして誠にありがとうございました。

(白井会長)

それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移ります。

#### ※申請事業者についての協議内容は非公開

(白井会長)

ご異議無いとのことですので、「社会福祉法人 宝寿会」については協議が調ったことといたします。

(白井会長)

これまでの協議結果について、事務局より申請事業者に対して、必要な事務手続きをお願いいたします。

(白井会長)

最後に、次第3「その他」について、委員の方々からご説明事項など何かございますか。無ければ事務局よりお願いします。

(事務局)

それでは、令和4年度の福祉有償運送の実施状況に報告いたします。

お手元に配布の資料「千葉市福祉有償運送実施状況について（平成25年度～令和4年度）」をご覧ください。

登録法人数、走行キロ、運送回数、登録会員数の4つの分類に分けて平成25年度から令和4年度までの各年度の実績を記載したグラフに記載しております。

1の登録法人数については、平成30年度の16法人をピークに減少続けており、令和4年度においては令和3年度と変わりなく12法人の登録となっております。

なお、過去に登録を抹消となった法人に理由を確認したところ、職員の高齢化によりドライバーの確保が出来なくなったとのことでした。

続いて2の走行キロについては年度毎の走行キロを記載したグラフとなります。これは上記に示した登録法人すべての走行キロの総数を示しております。新型コロナウイルス流行前の平成30年では、約11万キロを走行しておりましたが、新型コロナウイルスの流行後の令和2年度は約9万キロまで落ち込んでおりました。

令和3年度以降は盛り返しており、令和4年度は過去最高の約12万1千キロとなっております。これは福祉有償運送の利用目的の大部分が通院であることから、通院の頻度が新型コロナウイルス流行前の状況に戻ったためではないかと推測しております。

なお、3の運送回数も2の走行キロと同様に過去最高の運送回数となっております。

続いて4の登録会員数についてですが、令和2年度から令和3年度にかけて約200人の会員が減少しております。これは、令和2年度末をもって173人の会員を有する法人の登録が抹消となったことが主な要因です。令和4年度は令和3年度からほぼ横ばいの状況です。

以上から、主に通院のための福祉有償運送の需要が高まっている一方で、従事者の高齢化等による後継者不足などの理由により登録法人数は減少傾向にあります。

本市では、福祉有償運送を立ちあげた場合などに補助金を交付する制度を設けておりますので、制度の周知を図り、登録法人の増加に引き続き努めて参りたいと考えております。また、昨年度に引き続き今年度においても、燃料高騰の影響に直面している登録法人への支援策として、車両燃料費の負担増に対する支援金（1台あたり6,000円）を交付する予定となっております。説明は以上です。

(白井会長)

ただいまの説明について、委員の方々から何かございますか。

(山崎委員)

走行距離、運送回数についてはコロナ以降驚くほど増えているかとは思いますが、法人数が少なくなっていること、また会員数が少なくなっていることについては何とかしなければいけないかなと思っています。こういう制度があること自体知らないという方もいると思うのでもう少しPRするといいいのではないかと思います。特に会員数が減っているというのはニーズはあると思うのでなにか方法がないかなと思います。

(事務局)

会員数が減ってきているというのは法人数、担い手が減ってきてしまっていることにもあるのかなというところにもあるので、逆に法人登録も増えてくれば会員数も増えてくるという関係にあると思っております。まずは登録会員数を増やすために既存の障害福祉サービスや介護保険サービス

の車両を持っている入所系・通所系のサービス事業所等に対して、このようなサービスを行う方法があると説明できればと思います。福祉有償運送は制度が他にない性格を持っていてやや難解なところがありますので、簡単にお伝えできるような工夫をしながら事業について理解してもらい、自ら参入していただけるよう周知を進めていきたいと思っています。

(白井会長)

他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは事務局から次回の予定について説明をお願いします。

(事務局)

次回の協議会についてですが、現在、千葉市で登録のある事業者のうち直近で更新が予定されている事業者は令和6年3月となるため、次回の開催は令和6年1～2月頃に開催する予定です。更新を予定している事業者は1団体となりますので、よろしくお願いたします。

当協議会の今後のスケジュールについての説明は以上です。

冒頭でも申し上げましたが、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、回収させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

(白井会長)

ただいまの説明について、委員の方々から何かございますか。

無ければ次第3「その他」については以上でございます。

本日、予定していた議題は、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、協議会を終了させていただきます。

長時間にわたるご審議、ありがとうございました。